

令和6年2月分

No	件名	期間	契約の相手方	契約金額(税込)	随意契約理由	根拠法令
1	市立豊中病院改修修繕実行計画作成等業務	R6.2.1 ~ R6.3.31	(株)伊藤喜三郎建築研究所大阪支店	8,250,000円	当該業者は当院の当初設計及び平成24年度・令和4年度策定の長期修繕計画の受注者であり、当院の設計図書を熟知していることに加え、設計の意図や現場となる当院の施設の現状、医療機能も十分把握している。このため、当院の当初設計及び長期修繕計画に携わった事業者以外では本業務の遂行が極めて困難なことから、同者と随意契約を行うもの。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
2	超音波診断装置 年間保守点検業務(長期継続契約)	R6.2.1 ~ R8.3.31	(株)MMコーポレーション	245,740円	当該機器の唯一の代理店であるため、同者と随意契約を行うもの。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号
3	Closure RFG3 スターターキット	R6.2.2 ~ R6.3.29	パラメディック・ジャパン(株)	2,406,800円	当該機器に接続するカテーテルは既に契約済み(年間単価契約)であり、機器とカテーテルの納入業者が異なる場合、瑕疵担保責任の範囲が不明確となるなど密接不可分な関係にあること及び経費の節減がはかれることから、同者と随意契約を行うもの。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第6号
4	【単価契約】市立豊中病院広報誌「病院だよりとよなか」の配布業務	R6.2.19 ~ R6.2.29	(株)リビングプロシード 西日本営業部	7.15円	「病院だより」を全戸配布するには「広報とよなか」と同時配布することで経費の削減がはかれることから、「広報とよなか」配布業務の受託者である同者と随意契約を行うもの。	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号